

# 中小事業者等が新規取得した 先端設備等に係る課税標準の特例について 〈固定資産税（償却資産）のお知らせ〉

名古屋市

中小事業者等の方が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備に係る固定資産税（償却資産）について、3年間ゼロに軽減されます（地方税法附則第15条第47項）。

適用条件を確認のうえ、資産を取得した翌年の1月末までに、必要書類を添付してご申告ください。

## 特例対象資産

以下の条件を満たすもの

### 〈条件〉

- ① 名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること。
- ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること。
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供するもの
- ④ 中古資産でないもの
- ⑤ 以下の表の条件を満たすもの

設備の種類	用途又は細目	取得期間	1台1基又は一の取得価額	販売開始時期
機械装置	全て	平成30年6月6日から 令和3年3月31日  〔 <u>※先端設備等導入計画認定後に取得したものに限り</u> ます〕	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具		30万円以上	5年以内
器具備品	全て		30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て		60万円以上	14年以内

## 特例対象者

個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方。

法人：資本金または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人。

※ 以下のいずれかに該当する法人（みなし大企業）は、特例措置の対象外です。

- ・ 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人を超える法人。ただし、中小企業投資育成株式会社を除く。以下同じ。）に発行済株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。
- ・ 2以上の大規模法人に発行済株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。

## 申告の仕方

種類別明細書には、特例対象資産の摘要欄に「法附則第15条第47項」と記載ください。

明細書 全資産用)		所有者名							1枚のうち			
		ナゴヤシャクシヨカフ`シキカ`イシヤ							1枚目			
(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	※(ニ) 価額				※(ホ) 課税標準の特例		※(ヘ) 課税標準額	増加率由	※(ヘ) 過年度コード	摘要
			79	80	90	91	94	99				
百万 千 円	76 77.78		十億	百万	千 円	円	率	コード	1・2 3・4	95		
690000	10											
1700000	10								①・2 3・4			法附則第15 条第47項

第二十六号様式別表一(提出用・電算入力用)

※詳しい申告書の記載方法については、申告書とともに配布される「償却資産(固定資産税)申告の手引」をご覧ください。

また、以下の書類をすべて添付し、償却資産申告書を提出してください。

- ① 先端設備等導入計画の写し
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③ 当該設備に係る工業会等からの証明書の写し

※所有権移転外リース取引の場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ④ リース契約書の写し
- ⑤ 固定資産税軽減額計算書の写し

## 特例内容

課税標準額をゼロに軽減

## 特例適用期間

3年間

## お問い合わせ先

○先端設備等導入計画の認定についてのお問い合わせ

市民経済局産業部産業労働課産業企画係 TEL (052)972-2412

○固定資産税(償却資産)に係る特例に関するお問い合わせ

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)

栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

TEL (052)959-3309

(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)

ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係

〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号(日本生命笹島ビル8階)

TEL (052)588-8009

(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)

金山市税事務所固定資産税課償却資産係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号(名鉄正木第一ビル)

TEL (052)324-9809

(平成31年4月現在の法令に基づいて作成しています)